

福島市男女共同参画推進条例改正案(素案)に関する パブリック・コメントの結果について

令和6年2月29日(木)から4月1日(月)まで、福島市男女共同参画推進条例改正案(素案)に関するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

1 意見提出者及び件数 8名(9件)

2 意見の内訳

- (1) 条文全般 前文、第1章、第2章、第3章 1件
- (2) その他 8件

以上9件の意見に対し素案の修正は行いませんでした。

3 意見の概要と意見に対する考え方

このたび、福島市男女共同参画推進条例改正案(素案)へご意見を賜り、誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と考え方は次のとおりです。

いただいたご意見については、本条例改正のための参考とさせていただきます。なお、ご意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。

No.	章・条	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	前文 第1章 第2章 ～ 第3章	前文 第4条、第5条 第10条、第11条 第14条	<p>○前文の「このような状況から」はじまる行に多様性理解の増進と言葉がある。増進という言葉は適切文には少々疑問でありしっくりこない様に感じ思うものがある。多様性理解の推進で良いと思うが・・・どうか？</p> <p>○(市民の責務)と(事業者の責務)の文言で「基本理念にのっとり」とあるが・・・この「のっとり」という言葉は行政言葉であり一般市民はしっくりこないと思うし、行政が市民に向けて使用する言葉であってはならない。また、行政と直接関係ない民間事業者に対しても同じである。</p>	<p>○多様性理解の増進の文言については、令和5年6月に施行された、LGBT理解増進法(「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」)の法律名に準じる表現とし、性の多様性に対する理解をさらに「高めていく」「向上させていく」の意図を表現しています。</p> <p>○「のっとり」の文言については、誤りのある表現ではないため、修正等はいりません。</p>

			○(基本的施策)の第10条にある審議会等の委員の数のなかと次ページ第3章の福島市男女共同参画審議会の男女の数の委員総数の10分の4未満というものは変わらないものなのだが、重複表記必要なのでしょうか。	○第2章基本的施策等の第10条は、市のさまざまな審議会等において、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とならないよう努めることを基本的施策の一つに掲げたものであり、一方、第3章福島市男女共同参画審議会の第14条では、当審議会が、10分の4未満とならないものと規定しており、重複表記にはあたらないことから修正等はいりません。
2	その他	—	○LGBT法案自体国際問題視している中、制定された事自体反対です。これからの子供達が心配ですので改正案には反対です。	○人権尊重の視点に立ち、性の多様性理解の増進を図ることで、性別や偏見に捉われず性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の推進に努めてまいります。
3	その他	—	○LGBT理解増進法について欧米諸国ですでにT、性自認で婦女子が危険にさらされている状況です。日本は歴史的にも、L.G.Bが理解されているのに、国会でよく審議される事なく法制化されてしまいました。地方自治体が条例を作らなければ、まだ大丈夫です。婦女子を守って下さい。	○人権尊重の視点に立ち、性の多様性理解の増進を図ることで、性別や偏見に捉われず性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の推進に努めてまいります。 ○性の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。本市としても性の多様性理解の増進にむけて、様々な周知啓発を行い、誰もが安心して暮らせる社会の推進に努めてまいります。
4	その他	—	○性の多様性は理解できますが、性的な嗜好は人それぞれであり、公表するべきものでもなく認めてもらうものでもない。教えるべきことは単純に差別しないことであり、あえて人に見せるものではない。LGBTまでは理解するが、クイアについては一言では表せないほど表現があるので国の指針を超えた理解は独自に行わないでほしい。福島市で生活する子どもと女性が性被害に合わないよう同時に配慮していただきたいと思います。	○(仮称)福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、性別や性自認、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナー同士として約束し、市に宣誓、市が公に証明する制度です。制度導入により、当事者の生きづらさや困難さの軽減につながるとともに、性の多様性理解が増進される契機になると考えています。
5	その他	—	○「反対です」生物学的な女性、男性を区別することは差別ではありません。海外ではLGBTQの問題が起きています。少数派の人権も大事ではありますが、多数派の人権が脅かされては本末転倒です。	
6	その他	—	○条例改正案に反対です。日本の歴史においては迫害等もなく多様性を受け入れてきた。そもそも性自認は本人にしか分からないので、生物学に区別す	

			<p>るしかない。 全国民に人権はあります。少数派の方々に寄り添うことも大切ですが、多数派である生物学女子の人権も守られるべきであり、公共の福祉は守られるべきです。まだまだ話し合いが足りず時間をかけて議論するべきです。</p>	
7	その他	—	<p>○批判を恐れず「男女共同参画をやめる」これが一番だと思います。女性が働くようになったが男性より給料が低い。女性が働く分、男性の給料も低いままになった。男女共同参画で女性が社会で働かなくとも、親と同居することで家族全員に余裕ができるのです。</p>	<p>○本市では、一人ひとりが互いを尊重し、誰もがその個性と能力を発揮でき、誰もが安心して暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」を目指しています。今後もSDGsの目標にあるジェンダー平等社会の実現のため、偏見や差別の解消を促進し、男女共同参画の推進に努めてまいります。</p>
8	その他	—	<p>○パートナーシップ制度同様反対である。性の多様性とは何ですか。性自認に定義はなく、自称を多様性というようになったら秩序は乱れます。日本は古来よりおおらかな性を認めてきた国です。それで何か不都合ありますか。理解に苦しみます。</p>	<p>○性の多様性については様々な考え方がありますが、ここでいう性の多様性とは、性的指向及び性自認が多様であること、個々の人が様々な表現や指向を持っていることを定義しています。 ○自称の性自認により秩序が乱れるというご意見に関しては、個人の倫理観の問題もありますが、性の多様性理解の増進について様々な周知啓発を行い、誰もが安心して暮らせる社会の推進に努めてまいります。</p>
9	その他	—	<p>○ミススピーチキャンペーンクルーについて、まず、ミスと書いてあって、さらに女性しか選出されないのは不思議に思う。男女を募集しているようですが、男性も応募できるよう、やりたいと思うような募集形態にすればよいのではないか。</p>	<p>○ミススピーチキャンペーンクルーの「ミススピーチ」の名称については、県産もも・あかつきの秀品以上のブランド名に由来しており、未婚女性の敬称である「ミス」とは趣旨を異にしております。一方で、人権尊重の視点に立った多様性理解の増進に努めるにあたって、男性も応募しやすい方法について担当部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>